

E V 充電の遠隔制御×電力サービスの社会実装化支援
実証事業約款

本事業期間：2024年12月13日から2026年3月31日

モニター募集期間：2024年12月13日から2025年12月31日

MCリテールエナジー株式会社

第 1 条（本実証事業の目的）

当社は、以下を目的に本実証事業（以下、「本事業」）を実施します。

- ① 電力需給ひっ迫を避け、電動車の充電を遠隔操作することでクリーンなエネルギーを最大限活用しつつ、系統の需給を安定させて、温室効果ガスの排出削減に繋げるサービスを広く一般に普及させること。
- ② 太陽光発電が供給過多となっている時間帯に EV 充電器を遠隔制御することで、余剰の再生可能エネルギーを有効活用し、再生可能エネルギーの普及率を向上させながら、当該サービスを広く一般に普及させること。

なお本事業は、東京都が実施するGX関連産業創出へ向けた早期社会実装化支援事業（以下、「東京都事業」という。）に選定され、脱炭素化や省エネルギー化等のグリーントランスフォーメーション（以下、「GX(*)」という。）が期待される優れたソリューションとして、早期の商品化や世間一般への普及に向けて東京都と協定を結び実施するものです。

*GX（グリーントランスフォーメーション）とは化石エネルギー中心の産業・社会構造を、クリーンエネルギー中心の構造に転換していく、経済社会システム全体の改革への取組みをいいます。

第 2 条（適用）

1. EV充電の遠隔制御×電力サービスの社会実装化支援 実証事業約款（以下、「本事業約款」といいます。）は、当社所定の様式によってお申込みをいただいた本事業への参加を希望されるお客さまに対して、本事業への参加条件、および本事業の供給条件等を定めたものです。
2. 本事業参加希望者は、当社が提供する「電動車スマート充電プラン」「電動車スマート充電 CO2 フリープラン」、または「昼ワッ得プラン」「昼ワッ得 CO2 フリープラン」（以下、総称して「本事業電力プラン」といいます。）のいずれかの契約種別へお申込みしていただきます。
3. 本事業電力プランとなる契約種別の電気料金およびその他サービスごとの供給条件は、当社が別に定める料金、サービス等を記載した電気需給約款（以下、「適用を受ける約款」といいます。）によります。
4. 本事業参加者および当社は、本事業約款および適用を受ける約款に定められた事項を遵守するものとします。
5. 当社都合により、本事業へのお申込みの受付時およびお申込み受付後の電気需給契約をお断りする場合があります。本事業参加希望者は、この点につき、あらかじめ承諾していただきます。
6. 本事業約款に定める事項について、適用を受ける約款に異なる定めがある場合は、当該事項については適用を受ける約款によらず、本事業約款の定めを適用します。

第 3 条（参加条件）

本事業にご参加いただくためには、下記の第 1 項から第 8 項のすべてに該当することが必要です。

1. 電動車を所有(契約者また同居者名義での所有。リース契約等で占有する車両を含む。以下同様)していること、またはこれから電動車を購入予定であること。
2. 当社が提供する本事業電力プランに該当する契約種別の電気需給契約に基づき電気需給を開始し、モニター協力期間終了日（2026 年 3 月 31 日）まで当該電気需給を継続していただくこと。
3. 本事業のモニター協力期間終了日（2026 年 3 月 31 日）まで本事業にご協力いただくこと。
4. 本事業参加者は、本事業電力プランに応じて、以下のとおり、同一需要場所に本事業参加者所有で当社が指定する電動車用充電設備を当社指定の工事業者より新たに設置していただくこと。なお、本事業の実施期間中は設置場所を無償でご提供いただき、本事業実施期間中は当該充電設備の設置を継続していただくこと。

- ① 「電動車スマート充電プラン」または「電動車スマート充電 CO2 フリープラン」へお申込みの方
河村電器産業株式会社が提供する普通充電器設備「EV コンポ ライト（品番：ECL）」
- ② 「昼ワッ得プラン」または「昼ワッ得 CO2 フリープラン」へお申込みの方
ユアスタンド株式会社が提供する普通充電器設備「Wallbox パルサープラス」
5. 本事業の対象となる契約種別と供給区域は以下の表のとおりとなります。ただし、一般送配電事業者の離島供給約款に定める離島を除きます。

対象エリア	供給区域	適用する本事業電力プランの契約種別
東京電力エリア	東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）	「電動車スマート充電プラン」「電動車スマート充電 CO2 フリープラン」 または「昼ワッ得プラン」「昼ワッ得 CO2 フリープラン」
中部電力エリア	中部電力パワーグリッド株式会社の供給区域となる愛知県、岐阜県（一部を除きます）、三重県（一部を除きます）、静岡県（富士川以西）および長野県	「昼ワッ得プラン」 「昼ワッ得 CO2 フリープラン」
関西電力エリア	関西電力送配電株式会社の供給区域となる滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県（一部を除きます）、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部	「昼ワッ得プラン」 「昼ワッ得 CO2 フリープラン」

6. 当社が実施するアンケート調査ならびにヒアリング調査を、当社が定めた期日内に、誠実にご回答いただくこと。

※アンケート調査ならびにヒアリング調査は、本事業実施期間途中または実施期間後に行う予定です。

7. 当社は、必要に応じて本約款の内容を追加・変更・削除することがあります。この場合、当社は、本事業参加者に対して適切な方法にて通知を行います。
8. 本事業参加者は、自己またはその関係者が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業・団体、総会屋その他の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約すること。

第 4 条（本事業の実施期間）

本事業実施期間	2024 年 12 月 13 日 から 2026 年 3 月 31 日 まで
モニター募集期間	2024 年 12 月 13 日 から 2025 年 12 月 31 日 まで ※応募状況により早期に募集を締め切る場合や、期間を延長する場合があります。
モニター協力期間 (情報収集・アンケート等に協力いただく期間)	本事業電力プランにて電気需給を開始した日 から 2026 年 3 月 31 日 まで。

※東京都事業実施期間は 2024 年 8 月 20 日から 2026 年 3 月 31 日までとなります。

第 5 条（本事業のご協力の流れ）

1. 本事業電力プランへの加入

当社が指定する本事業電力プランへのお申込み後、当社は充電設備の設置を待たず、切替え手続きを行います。切替え時期によっては、充電設備の設置よりも前に切替えが完了する場合がございます。

※本事業電力プランの加入手続きには最長 1.5 カ月程度かかります。設置工事の時期については、当社が指定する工事業者より連絡させていただきます。

※モニター募集期間前に本事業電力プランに該当する契約種別へ加入している方は本事業の対象外となります。

2. 充電設備の設置

充電設備は、当社が指定する工事業者が設置工事を行います。なお、設置する充電設備は、1 需要場所ごとに 1 台までの設置とします。なお、設置工事が完了している充電設備は本事業実施期間中の 2026 年 3 月 31 日まで継続して設置していただくことが条件となります。

3. 充電情報等の収集

モニター協力期間中における本事業参加者の電動車の使用状況、充電データおよび本事業参加者の登録情報は、当社に収集・蓄積されます。

※本事業参加者の登録情報とは、本事業申込および電力需給契約内容等を指します。

4. アンケート調査等へのご協力

当社は、本事業参加者に対して、モニター協力期間中に各種アンケート調査（例：本事業参加者の電動車の使用状況、タイマー設定頻度等）、およびヒアリング調査を実施します。本事業参加者は、当社が定めた期限内で、誠実にご回答をお願いします。

5. 設置した充電設備の写真または画像データ提出

東京都の定めにより、本事業参加のために設置した充電設備の写真または画像データを提出いただく必要がございます。なお、写真または画像データは充電設備を設置する工事業者に撮影いただき、工事業者を經由して当社へ提出していただきます。

6. 事業参加協力金のお支払い

当社は、以下のすべての条件を満たした本事業参加者に対して、事業参加協力金として 1 万円相当分を付与することを予定しております。

＜事業参加協力金のお支払い条件＞

- ① モニター募集期間内に本事業への参加申込みを行った方
- ② 第 3 条に定める本事業参加条件をすべて満たした方
- ③ 本事業に関するアンケート調査等にお答えいただいた方

※アンケート調査等の回答期日時点で未回答の方や、本事業実施期間終了日までに本事業電力プランを解約した方は事業参加協力金をお支払いできない場合があります。

第 6 条（事前同意事項）

本事業参加者は、本事業に参加するにあたり、下記の第 1 項から第 8 項すべてに同意していただきます。

1. 充電設備の設置および管理

本事業への参加にあたり、本事業参加者は、同一需要場所に本事業参加者の所有で当社指定の充電設備を当社指定の工事業者により設置すること、本事業の実施期間中は設置場所を無償でご提供いただくことを、あ

らかじめ承諾していただきます。なお、充電設備の代価および設置工事等に要した費用の実費相当額については、本事業参加者のうち、第 3 条に規定する参加条件をすべて満たした場合は、当該実費相当額の内、以下の上限金額までは当社の負担とし、本事業参加者のご負担はありません。ただし、以下の上限金額を超える充電設備の設置は認められません。また、当該充電設備の設置後、第 3 条の参加条件を満たさないことが明らかになった場合は、当社が負担した充電設備の代価および設置工事等に要した費用を本事業参加者にご請求します。

なお、当該充電設備は本事業参加者の所有となるため、当社が実費相当額を負担した充電設備であっても、当該充電設備の取り外しや設置場所の原状回復にかかる費用については本事業参加者のご負担となります。

・当社が負担する充電設備の代価および設置工事等に要した費用上限金額

① 「電動車スマート充電プラン」または「電動車スマート充電 CO2 フリープラン」へお申込みの方

上限金額：10 万円（税込）まで

② 「昼ワッ得プラン」または「昼ワッ得 CO2 フリープラン」へお申込みの方

上限金額：40 万円（税込）まで

本事業実施期間中に当該充電設備に異常が発生した場合は、遅滞なく本事業参加者の責任で修理・交換等を行っていただきます。

2. 本事業実施期間に関係なく、当該充電設備により発生した損害について、当社は責任を負いません。
3. 利用・取得する情報の種類と取得方法

電動車の充電電力量データ、電気使用量データ、本事業参加者登録情報、アンケート調査・ヒアリング結果等、その他当社が取得することについて事前に同意を得たデータ（以下、総称して「本事業取得データ」といいます。）は以下の方法により取得したうえで、本事業の分析・検証の目的で利用します。

利用・取得する情報	取得方法
電動車の充電電力量データ	充電設備による計測
電力使用量データ	電力契約による検針
本事業参加者情報・アンケート調査等	本事業参加申込やアンケート調査票ヒアリング調査への登録・回答
その他データ	ホームページ等で事前に同意いただいた取得方法

4. 取得した情報の利用目的

本事業取得データについては、第 1 条に規定する本事業の目的実現を目指して東京都が行う分析・検討、協定事業が適切に実施された確認資料として東京都に提供するため、ならびに電力ピークの平準化、製品・サービスの研究開発および販売施策を検討する際の分析資料として、当社が利用します。

5. 取得した情報の管理、保存期間、廃棄

本事業取得データは、本事業期間終了後 5 年間、当社にて保持・保管します。また、当社は、本事業またはサービスの実施過程で知り得た本事業参加者の情報を秘密情報として保持するものとし、本条第 4 項に定める目的で東京都に提供する場合ならびに当社で利用する場合、以下の各号の場合を除いて、本事業参加者の事前の同意なく、これらの情報を第三者に開示いたしません。

① 法令により提供を求められた場合

② 人の生命・身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合

③ 国の機関または地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

6. 本事業取得データ取扱いの委託

本事業取得データの取扱いの全部または一部を第 1 条に規定する本事業の目的の範囲内で当社が、当該充電設備の工事業者、関連委託先、本事業の管理システム委託先、コンサルティング委託先等へ、取扱いを委託する場合があります。当社は、情報の安全管理が図られ、かつ、本条第 5 項に定める情報の管理を遵守するよう、当該委託先に対して必要かつ、適切な監督を行います。

7. 東京都の匿名加工情報の提供について

本事業では、東京都から直接、または東京都のホームページ等で外部の研究機関等に対して、電力平準化等の分析、製品・サービス等の研究開発、その他省エネに資する調査・研究等を目的として、第 5 条 3 項の情報を、個人が特定できないよう匿名加工を行ったうえで、提供する場合があります。提供時には、利用目的を確認し、個人を特定するような行為を行わないことに対して同意を取得します。

8. 本事業終了後、本事業電力プランの継続について

本事業電力プランでご契約中の契約種別が本事業終了後も自動的に継続されます。なお、ご契約中の契約種別を継続する場合は、以下の適用を受ける約款の定めが引き続き適用となります。

① 「電動車スマート充電プラン」または「電動車スマート充電 CO2 フリープラン」の電気需給約款

<https://www.machi-ene.jp/important-agreement/>

② 「昼ワッ得プラン」または「昼ワッ得 CO2 フリープラン」の電気需給約款

<https://www.machi-ene.jp/important-agreement/>

第 7 条（留意事項）

1. 本事業参加について

本事業電力プランでの供給開始および充電設備の設置をもって本事業参加とします。

2. 本事業参加者の退会について

本事業参加者が、モニター協力期間の終了日前に本事業協力を辞退する場合は、事前に当社にご連絡していただきます。すでに充電設備を当社の負担で設置している場合は、充電設備の代価および設置工事した費実費相当額を請求します。また、本事業参加者が本事業電力プランを解約した場合でも、当社は当該充電設備の撤去工事を行わず、本事業参加者の責任と負担で充電設備を適切に撤去および廃棄等の処理を行っていただきます。

3. 本事業参加者の退会にともなう情報の開示・訂正・利用停止等について

① 情報収集の停止

本事業取得データは、本事業期間中収集されます。計測データの収集を停止する場合は、本条第 2 項の退会手続きが必要です。

② 収集情報に関する問い合わせ、開示、訂正等の手続き

本事業において収集し保管するすべての情報に対する開示、訂正、追加または削除の請求は、当社にご相談していただきます。

第 8 条 (免責事項等)

1. 本事業の中断・中止、本事業実施期間の変更、途中解約等

社会情勢の変化や、システムの保守・復旧、もしくは天災等の不可抗力により、本事業の中断・中止、本事業実施期間およびモニター協力期間の変更等を行うことがあります。

2. 反社会的勢力の排除

本事業参加者は、自己またはその関係者が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業・団体、総会屋その他の反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、本事業参加者が当該確約に違反した場合、当社は、事前に通知せずに、当該本事業参加者を本事業から強制退会・本事業の利用停止を行うことができるものとします。この場合、当該本事業参加者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負わないものとします。

3. 本事業の品質、セキュリティリスク

当社は現在の一般的技術水準に基づいて対策を講じますが、技術水準やセキュリティリスクは常に変化していることから、瑕疵が完全でないことを保証できないことを本事業参加者にあらかじめ承諾していただきます。

4. 充電設備に起因した災害に対する免責

充電設備に起因する災害により本事業参加者、または第三者その他に対して発生した損害について、当社はいかなる責任も負わず、賠償義務も負わないものとします。

第 9 条 (その他)

1. 本事業は、本事業参加者と当社が協力することによって実現されるものです。

2. 本事業に関するお問い合わせは、当社にご連絡ください。

3. 本事業の実施期間に関係なく充電設備の維持・管理は本事業参加者の責任において行っていただきます。

4. 当社は、善良なる管理者の注意をもって、それぞれの業務を実行します。

5. 当社は、必要に応じて本事業約款の内容を追加・変更・削除することがあります。この場合、当社は、本事業参加者に対して適切な方法にて通知を行います。